

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

大分厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年2月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から33年10月頃まで

私は、名称不詳であるが、申立期間においてB県C市に所在した事業所に勤務し、D業務に従事したことを記憶している。この度、年金事務所から昭和29年2月1日を資格取得日とするA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が判明した旨連絡を受けた。しかしながら、当該記録には資格喪失日に係る記録が無く、資格喪失日を特定することができないため、同年3月1日を資格喪失日とするとされた。

私は、昭和33年10月頃まで当該事業所に勤務していたと記憶しているので、資格喪失日を29年3月1日とされることに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和29年2月1日から同年8月1日までの期間について

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と氏名及び生年月日が一致する、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該被保険者名簿には、申立人が申立期間において親方及びその妻であったとして記憶している人物と氏名が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間において、D業務に従事し当該業務に係るE工

程について具体的に供述しているところ、申立人がA社において撮影したとして提出した写真の裏面には「31.3.27 E」と記載されていることなどから判断すると、申立人は少なくとも昭和31年3月27日までの期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、当該未統合記録においては、昭和29年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無く、前述の被保険者名簿において資格喪失日に係る記録が確認できる被保険者を除く二人（当該未統合記録を除く。）の記録についても資格喪失日が記載されておらず、事業所番号等索引簿においてA社に係る不適用欄には年を表す欄に「29」とだけ記載され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった月日を特定できないなど、社会保険事務所（当時）の同社に係る年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

また、i) 前述の被保険者名簿において資格喪失日が確認できない者全員（当該未統合記録を含む。）について、備考欄に「証」と記載されており、A社を管轄する年金事務所は当該記載について「『証返納』の意味と思われる。」と回答していることから、当該被保険者名簿以後の書き換え名簿は存在しないと考えられること、ii) 申立期間当時の標準報酬月額の時決定については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第21条の規定により、毎年8月1日時点で事業所に使用される被保険者について標準報酬月額を決定する旨規定されているところ、前述の資格喪失日が確認できない者全員の記録について、昭和29年10月の時決定に係る記載が無いこと、iii) 前述の事業所番号等索引簿の記載内容から、同社は同年のうちに厚生年金保険の適用事業所でなくなったと考えられることなどから判断すると、同社は同年8月1日以前に厚生年金保険の適用事業所でなくなったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該基礎年金番号に未統合の記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年2月1日、資格喪失日は同年8月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該未統合記録から3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和29年8月1日から33年10月頃までの期間について

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び前述の写真などから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿及び事業所番号等索引簿からA社は、当該期間において、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが

推認される上、同社に係る商業登記簿謄本は確認できず、前述の被保険者名簿の事業主欄は空欄となっており、事業主を特定することはできないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる関連資料及び事業主の供述等を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる同僚から申立人の勤務実態及び保険料控除についてうかがえる供述を得ることができない。

このほか、当該期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和61年4月2日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月5日から61年9月1日まで
② 昭和62年4月3日から同年9月1日まで

私は、申立期間①においては、産休代替及び育児休業代替のB職員としてA事業所に勤務し、申立期間②においては、B職員としてC事業所に勤務したにもかかわらず、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立期間①のうち、昭和61年4月2日から同年9月1日について、A事業所が保管する申立人に係る人事異動通知書の記録から、申立人が、同年4月2日から同年8月31日までの期間において育児休業代替のB職員として、同事業所に勤務したことが確認できるところ、当該期間における、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立期間①においてA事業所における社会保険事務を担当したとされる者は、「B職員に係る厚生年金保険被保険者の加入手続は雇用保険被保険者の加入手続と同時に行っていた。」旨供述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人のうち9人（残りの一人は雇用保険

の被保険者記録が確認できない者)については、当該被保険者記録と雇用保険被保険者の記録は一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 61 年 4 月 2 日から同年 9 月 1 日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 事業所に係る雇用保険被保険者の資格取得時賃金月額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は、書類が不存在のため不明である旨回答しているものの、申立期間において前述の被保険者原票に欠番は見当たらず、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 60 年 12 月 5 日から 61 年 4 月 2 日までの期間について、前述の人事異動通知書の記録から、申立人は 60 年 12 月 5 日から 61 年 1 月 29 日までの期間及び同年 1 月 30 日から同年 3 月 25 日までの期間は産休代替の B 職員として A 事業所において勤務していることが確認できる。

しかしながら、前述のとおり A 事業所における社会保険事務を担当したとされる者は、雇用保険と厚生年金保険の加入手続を同時に行っていた旨回答しているところ、i) 当該期間については、申立人の同事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) 同事業所が保管する昭和 60 年度の人事記録から、昭和 60 年 9 月 1 日から同年 11 月 5 日までの期間において産休代替の B 職員として勤務したことが確認できる同僚については、前述の被保険者原票において氏名が確認できない上、雇用保険の被保険者記録も確認できないことなどから判断すると、当該期間において、同事業所が必ずしも全ての B 職員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A 事業所は、「申立期間当時の書類は不存在のため、申立人の厚生年金保険の加入については不明である。」旨回答している上、前述の同僚は、「私が、A 事業所において産休代替の B 職員として勤務した期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除については記憶していない。」旨供述しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の

控除等について確認できる関連資料及び関係者の供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②においてC事業所にB職員として勤務したと主張しているところ、D県E市内の事業所を所管するD県E事業所は、「申立人に係る勤務実態については、当事務所では資料が確認できない。なお、C事業所に問い合わせたところ、申立人の採用通知書が保管されており、申立人はF事業所が採用したことが確認できる。」旨回答しており、同事業所が保管する申立人に係る採用通知書によると、申立人はF事業所の職員としてC事業所勤務を命ぜられたこと（任用期間は、昭和62年4月3日から同年6月30日までの期間及び同年7月1日から同年9月30日までの期間）が確認できる上、昭和62年4月3日から同年8月31日までの期間において、申立人のF事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、F事業所は、「昭和62年当時の資料については既に廃棄されていることから、申立人の厚生年金保険の届出等は不明である。また、当委員会は63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付は行っていない。」旨回答しているところ、オンライン記録から同事業所は、63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、C事業所は、「当事業所が保管する申立期間②当時の日誌によると、申立人の後任として勤務した同僚の氏名が確認できる。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、当該同僚については、F事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間②について、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、D県E事業所は、「申立期間②に係る資料は既に廃棄しているため不明である。」旨回答している上、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠

番も無い。

また、前述の申立人の後任として勤務したとする同僚のD県E事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和36年7月1日から37年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年7月1日に、資格喪失日に係る記録を37年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月頃から37年10月1日まで

私は、申立期間においてA社にB職として勤務し、主にC業務に従事したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年7月1日から37年10月1日までの期間について

i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は昭和36年頃から37年頃までA社に勤務したと思う。申立人は、申立人と同じB職の前任者が退職してから3か月か4か月後くらいに入社した。また、申立人が昭和37年頃に退職した後、後任者が入社するまで3か月か4か月の期間があった。」と供述していること、ii) 当該被保険者名簿から、申立人の前任者とされる者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和36年3月1日であることが確認できること、当該被保険者名簿から、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を同年7月1日に喪失したことが確認できる同僚は、「私は、申立人の前任者は私よりも早く退社したと記憶している。私は申立人を記憶していない。」と供述していること、iii) 同社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の後任者とされる者の厚生年金保険被保険者の資格取得日は38年2月4日であることが確認できる上、前述の被保険者原票から同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を37年11月12日に取得したことが確認できる別の同僚は、「私は、申立人を知らない。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間のうち少なくとも当該期間において同社に勤務していたと認められる。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述の同僚が申立期間当時において一緒に勤務していたとする従業員(申立人を除く。)の全員について、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、当時、A社は従業員のほぼ全員について厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、前述のとおり、申立人と同じB職としてA社に勤務した申立人の前任者及び後任者については、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における同職種の同僚の昭和36年2月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業しており当時の代表者も居所不明であることから、これを確認することはできないが、前述の被保険者名簿及び被保険者原票に欠番は見当たらず、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和36年3月頃から同年7月1日までの期間について

申立人は、昭和36年3月頃からA社に勤務した旨供述しているものの、前述のとおり、前述の同僚らの供述によると、申立人が同社に入社した時期は同年7月頃であったと認められることから、申立人の当該期間における同社に係る勤務実態を確認することができない。

また、A社は既に廃業し当時の代表者も居所不明であり、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び関係者等の供述を得ることができない。

このほか、当該期間の申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から11年5月までの期間及び同年7月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から11年3月まで
② 平成11年4月及び同年5月
③ 平成11年7月から13年3月まで

私は、国民年金の加入手続については詳しく覚えていないが、結婚した平成13年5月以降に、妻がそれまでの未納分の国民年金保険料を遡って金融機関から納付した。未納分を全て納付したかどうか覚えていないが、納付可能な期間の国民年金保険料は毎月か何回かに分けて納めたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した平成13年5月以降に、妻がそれまでの未納分の国民年金保険料を納付可能な期間は毎月か何回かに分けて金融機関から納付した。」旨主張しているところ、申立人が結婚した平成13年5月時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②及び③については、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したとする金融機関が、「当該期間の国民年金保険料を納付したことが分かる書類は既に廃棄している。」旨回答しており、当該期間当時における申立人に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以後の期間であり、国民年金の事務処理については、記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことから、当該時期において記録漏れや記録誤り等が複数回生じる

可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 7 月 1 日から同年 7 月 16 日まで
② 平成 12 年 6 月 1 日から同年 6 月 16 日まで

申立期間①について、私は、平成 9 年 7 月 12 日に A 社を定年により退職したが、この時、報酬月額 35 万円に基づく厚生年金保険料を控除されている（平成 9 年 7 月 18 日、銀行振込により控除されている。）のに、資格喪失により加入月数が算入されていないことに納得できない。

申立期間②について、私は平成 12 年 6 月 16 日に A 社の嘱託を退職したが、同年 7 月 21 日に報酬月額 19 万円に基づく厚生年金保険料を控除されているのに、資格喪失により加入月数が算入されていないことに納得できない。

申立期間①については 35 万円及び申立期間②については 19 万円の報酬月額による厚生年金保険の被保険者期間をそれぞれ 1 か月ずつ算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間①について、申立人は平成 9 年 7 月 16 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失したこと、及び申立期間②については、12 年 6 月 16 日に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるところ、申立人は、申立期間①について、同社において給与 35 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除された、また、申立期間②について、同社において標準報酬月額 19 万円に相当する保険料を事業主により給与から控除されたので、両申立期間について、それぞれ年金額に反映する 1 か月ずつの厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 19 条には、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する旨規定されていること、及び同法第 81 条第 2 項には、保険料は被保険者の計算の基礎となる各月につき徴収する旨規定されていることを踏まえると、両申立期間については、同法第 19 条に規定される「資格を喪失した月」であり、保険料徴収の対象となる期間ではないと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について厚生年金保険の記録の訂正を認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出または保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断し、また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録訂正のあっせんについては、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえ年金記録の訂正の要否を判断するものであり、これらの法令から離れて資格喪失日の属する月について年金額に反映させることの可否について判断することはできない。

大分厚生年金 事案 1181 (事案 1079 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①について、昭和 38 年 9 月の途中までの期間において A 社に勤務しており、同年 9 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。また、申立期間②については、A 社を退職してすぐに B 社に就職し、昭和 38 年 10 月分及び同年 11 月分の給与から厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、新たな事情は特に無いが、給与から厚生年金保険料を控除されたことは間違いないので、再度申立てを行う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①については、i) 申立人は、A 社に昭和 38 年 9 月の途中まで勤務していた旨主張しているところ、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 19 条において、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを被保険者期間に参入することとされていること、ii) 同法第 81 条第 2 項において、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとするものとされていること等から、仮に申立人が同年 9 月 15 日から同年 9 月 29 日までのいずれかの日までの期

間において同社に勤務しており、同年9月分給与から保険料が控除されていたと認められたとしても、同法の規定により、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日の訂正を認めることはできないことなどを理由として、申立期間②については、i) オンライン記録上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の当該期間当時の事業主、及び同社に係る被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の当該期間における勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述を得ることができないこと、ii) 前述の被保険者原票により、申立人の同僚が傷病手当金を受給するに当たり、社会保険事務所（当時）による調査が行われた結果、厚生年金保険被保険者の資格取得日を9か月遡及して訂正された記録が確認できることなどから判断すると、当該期間当時、同社は、必ずしも従業員全員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、iii) 申立人に係る前述の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により確認できる同社に係る同資格取得日は、オンライン記録と一致しており、不自然な点も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情は特に無いが、給与から厚生年金保険料を控除されたことに間違いはないとして、再申立てをしている。

しかしながら、今回の再申立において、申立人はその主張を述べるのみであり勤務及び保険料控除に関する資料は無く、また、これをうかがわせる新たな事情も見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。